

湖南省農業委員会だより

令和7年3月15日発行

第31号

湖南省農業委員会
湖南省中央一丁目1番地
Tel.0748-71-2362

農地利用の最適化に向けて、市長に意見書を提出しました

令和6年11月15日、「令和7年度湖南省農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を湖南省長に提出しました。これは農業委員会法の規定に基づき、農地等利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するための必要な施策等について、市に意見書を提出するものです。



我が国の農業経営を取り巻く環境は、農業従事者の減少と耕作放棄地の増加、相次ぐ自然災害による農産物への被害等大変厳しい状況にあります。

また、国際情勢の著しい変化等により、燃油や肥料等の価格が高騰する等、農作業に係る経費が増大しており、農業経営は大変厳しい状況にあります。

については、湖南省の農地利用の最適化と地域農業の発展に向けて、以下のとおり意見書を提出しました。

～意見書の主な内容～

1 遊休農地の発生防止・解消について

- ・遊休農地の実態と発生防止・解消対策
(農地の適正管理と効率的な利用の確保、遊休化の未然防止に向けた対策など)
- ・一団化した遊休農地の活用対策
- ・農地中間管理機構による遊休農地対策
- ・地域を支える小規模経営農業者に対する支援対策
- ・有害鳥獣被害防止対策



↑農地パトロールの様子

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

- ・担い手対策と集落営農法人の運営
- ・「地域計画」の策定後の支援
- ・農地中間管理機構等への集積（農地中間管理事業の農業者への周知など）
- ・農地の基盤整備の推進（ほ場の大区画化と優良農地の確保、老朽化する農業用水路施設の改修整備など）

3 地域農業の活性化推進に向けて

※意見書の詳細は市ホームページをご覧ください。

「甲賀地域農業者のつどい」に参加しました

1月25日、甲賀市の「碧水ホール」にて、甲賀地域農業センター主催による「甲賀地域農業者のつどい」が開催され、農業委員および農地利用最適化推進委員も出席しました。

農林水産省近畿農政局滋賀県拠点による情報提供や、滋賀県甲賀農業農村振興事務所による情勢報告の他、講師を招いての講演等が行われました。



湖南省農地賃借料情報(令和6年中)

令和6年1月から令和6年12月に、農用地利用集積計画（利用権設定。中間管理機構を通さない、地権者と耕作者が直接契約する相対契約）によって賃貸借された農地の賃借料水準（10aあたり）は次のとおりです。

【田(水稻の部)】

(単位：円)

締結(公告)された地域		平均額	データ数(筆)
湖南省全域	基盤整備地域	6,400	74
	未整備地域	4,300	7
(参考)湖南省平均		6,200	81

- ・賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、米60kgあたり17,600円で換算しています。
- ・賃借料の発生していない、無料で農地を借りているもの(使用貸借)が16筆ありました。
- ・金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

農地法等の取扱い件数(令和6年中)

令和6年1月から令和6年12月に、農業委員会総会で審議した農地法等の取扱い件数は次のとおりです。

種別		件数	種別	件数
第3条（農地の権利移転(売買等)）	許可	6	第18条 (合意解約)	20
	届出(※)	33		
第4条（自己所有農地の転用）	許可	5	形状変更 (田畑転換)	0
	届出(※)	8		
第5条（農地を権利移転(売買等)して 転用）	許可	12	(利用権設定)	88
	(うち一時転用)	2		
	届出(※)	13		

※第3条届出：相続等による届出。

※第4条および第5条届出：市街化区域内農地の転用届出。

※利用権設定：農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借。

地域計画について

現在、湖南省や湖南省農業委員会では「地域計画」の策定に向けて取り組んでいます。

「地域計画」とは、それぞれの地域における将来の農業のあり方や農地利用の姿を明確にするための計画です。法律で定められた令和7年3月の策定期限に向けて、計画案が作成された地域から順次手続きを進めています。

「地域計画」が作成された地域は、農地の権利移転（売買等）や利用権設定（農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借）について、農地1筆ごとに誰が耕作をする予定なのかを定めた「目標地図」に基づいて手続きを行います。

どの地域で「地域計画」が作成されているか等、「地域計画」に関することで不明な点があれば湖南省農林振興課（TEL0748-71-2330）までお問い合わせください。